

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：栗沢町指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

栗沢棚田（1/14.3（99ha）うち政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は99ha）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

令和6年まで万美集落における耕作放棄率について現状の0%を5%以内にとどめる。

・生産性・付加価値の向上

令和6年までに最上集落における年間畦塗施工長を2,500m実施する。

令和6年までに茂世丑集落において耕地改善、排水対策のためにストーンピッカー2台組を1台、トレンチャー1台を導入する。

令和6年まで茂世丑集落において共同機械の整備・維持管理を行う。

令和6年まで茂世丑集落において共同機械保管施設の維持管理を行う。

令和6年まで茂世丑集落において法面の点検、水路、農道の管理、草刈りを行う。

令和6年までに上幌集落でスマート農業推進のため自動操舵装置装備費を補助する。

令和3年に上幌集落でドローン1台を導入する。

令和6年まで宮村集落における協定内農地の集約を86%から92%に増加させる。

令和6年までに宮村集落で高機能田植え機2台を導入し作業の効率化を図る。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

令和6年まで最上集落において対象農地にオオカミの尿を548か所に設置を行う。

令和6年まで茂世丑集落において鳥獣害防止に係る電牧柵を2,000m維持・設置を行う。

令和6年まで宮村集落において鳥獣害対策の電牧柵を4,500m設置

し、箱罫を4か所に設置を行う。

- ・良好な景観の形成

令和6年までに最上集落に55個のプランターを設置し、320㎡の花の植栽を行う。

令和6年まで茂世丑集落において花壇を設置する。

令和6年まで上幌集落において雑木処理を行う。

令和6年まで宮村集落で排水路の草や雑木の整理を行う。

令和6年まで宮村集落において集会場駐車場に花壇の設置を行う。

令和6年までに万美集落において花壇の維持と桜の木20本を植栽する。

- ・地域の安心・安全

令和6年まで最上集落で地域見回り隊への支援を行う。

令和6年まで宮村集落で独居、高齢者世帯の見守り支援として住宅周りの雑草刈りや除雪などを行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・小学校の食育活動へのタイアップによる棚田地域の理解

令和6年まで最上集落において年2回の体験学習への協力により、延べ100人の生徒に棚田を認識してもらおう。

- ・棚田における都市と農村の交流や大学生との連携による地域振興

令和6年まで万美集落において毎年札幌市の保育園を対象に田植え

- ・稲刈りツアーを開催し、30人の参加者を確保する。

令和6年まで万美集落と毛陽集落で紅葉祭を開催する。

- ・直売所活用における地域発信

令和6年までに茂世丑集落において直売所を活用し棚田地域の啓蒙看板を設置し、駐車場等の整備を行う。

令和6年までに宮村集落において空き家の修繕費用の一部助成などを行い、年1回程度関係者が集まって空き家の活用方法を検討する。

- ・棚田米のブランド化

令和6年までに上幌集落において棚田米をブランド化し、統一袋を作成し販売を行う。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施

することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

宮村集落において、集落内農業者の高齢化により協定内農地をさらに集約する。

万美集落において、農業生産法人との連携により耕作放棄地の防止・削減を行う。

・生産性・付加価値の向上

最上集落において、畦塗により畦畔を維持保全する。

茂世丑集落において、ストーンピッカーやトレンチャーを導入し、耕地改善、排水対策を行う。

茂世丑集落において、共同整備機械の整備・維持管理、共同機械保管施設の維持管理を行う。

茂世丑集落において、法面の点検、水路・農道の管理、草刈り等を行う。

上幌集落において、スマート農業に向けた自動操舵装置装備費の補助を行う。

上幌集落において、ドローンを導入する。

宮村集落において、共同機械の導入、活用、整備する。

また、各集落において、農林水産省の中山間地域等直接支払交付金事業を活用して、農用地・水路・農道等の維持管理、共同機械施設の導入・維持管理等を行う。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

最上集落において、オオカミの尿を設置し、鳥獣被害防止を推進する。

茂世丑集落において、電牧柵を設置し、鳥獣害防止を推進する。

宮村集落において、電牧柵や箱罟を設置し、鳥獣害対策を推進する。

宮村集落において、風水害の被害の防止などのため水路・排水路の清掃草刈りを実施する。

・良好な景観の形成

最上集落において、フラワーロードの植栽・設置・管理を行い、良好な景観を確保する。

茂世丑集落において、花壇の設置し、良好な景観を確保する。

上幌集落において、雑木を処理し、良好な景観を確保する。

宮村集落において、雑木を整理し、良好な景観を確保する。

宮村集落において、集会場駐車場に花壇の設置し、良好な景観を確保する。

万美集落において、毛陽町会とともに花壇の維持や桜の苗木を植栽し、良好な景観を確保する。

- ・地域の安心・安全

最上集落において、独居世帯・高齢者世帯の生存確認を支援し、地域の安心・安全を推進する。

宮村集落において、独居、高齢者世帯が安心して長く定住できるよう見守り支援を行う。

また、各集落において、農林水産省の中山間地域等直接支払交付金事業を活用して、雑木・廃プラ等の処理、環境美化・景観整備活動等を行う。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・小学校の食育活動へのタイアップによる棚田地域の理解

最上集落において、小学校の食育活動へのタイアップによる棚田地域の理解を図る。

- ・棚田地域を活用した地域振興

茂世丑集落において、直売所活用における地域発信を推進する。

宮村集落において、管理されていない空き家の所有者の意向も確認しながら維持費用の一部助成などを行い、空き家の活用方法を検討する。

- ・棚田における都市と農村の交流や大学生との連携による地域振興

万美集落において、保育園との田植え・稲刈り体験を通じた交流や毛陽・万美地区で紅葉祭の開催に取り組む。

- ・棚田米のブランド化

上幌集落において、統一ブランド袋の作成し、販売に取り組む。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加集落の構成員である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

栗沢町指定棚田地域振興協議会は、岩見沢市、農業者、農業者団体、地域住民の代表で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：東川町中山間制度推進協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

東川棚田（1/19（12.1ha）のうち、政令に定める棚田地域の要件に該当する1/20以上の一団の棚田は12.1haであり、地域内の中山間制度等直接支払制度の参加集落数は5集落である。）

範囲については、別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上
 - －令和6年度までに東川棚田において草刈りやドローンによる農薬散布などの圃場管理用の共同利用機械を1台以上導入する。
- ・担い手の確保
 - －令和6年度までに東川棚田の新規就農者数を5人から8人とする。
*平成27年度からの累計

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用
 - －令和6年度までに東川棚田における有害鳥獣の鹿の捕獲頭数を現状の79頭から90頭に目標設定し、棚田等の保全を図る。
 - －令和6年度までに棚田地域内の農業体験、自然体験等の教育活動の指導者を現状の2名から3名まで増員する。
- ・良好な景観の形成
 - －東川棚田地域内における点検活動者を38人から平成6年度までに40人に増員し、災害を未然に防ぐために点検活動を実施し、棚田等の機能に障害が発覚した場合、または災害により棚田等の機能に障害が発生した場合は、石積み等の工法を用いた復旧作業を実施する。
 - －平成6年度までに東川棚田地域内において、農村環境に配慮した家屋建築を1棟以上導入する。
- ・農産物の供給の促進
 - －令和6年度までに東川棚田におけるブランド米「東川米」の販売量を1,450tから1,500tに増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

－農産物の販売や地域の伝統芸能の披露等、都市と農村の交流イベントに構成員が年2回参加し、各回1万人のイベント入場者を確保する。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、中山間地域等直接支払交付金を活用し別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

- ・生産性・付加価値の向上

－東川棚田において、草刈りやドローンによる農薬散布などの圃場管理用の共同利用機械の導入により、生産性・付加価値の向上を図る。

- ・担い手の確保

－東川棚田において担い手の高齢化や減少に伴い、その育成・確保が課題となっている。このことから、新規就農フェア等の出展により、農業研修生を確保・育成することにより、新規就農者として、人材確保を図る。また、棚田地域外からの人材確保と育成も必要であることから、町単独の「新規就農サポート事業」や国の事業である「農業次世代人材投資事業」等の活用による側面支援で、担い手の確保を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・自然環境の保全・活用

－東川棚田地域で侵入防止柵や檻を設置するなど、鳥獣被害対策を推進する。

－体験農園において幼児や小学生を対象に農業体験、自然体験等の教育活動を実施し、東川棚田地域内の農地・農業の果たす役割を学べる機会を提供する。

- ・良好な景観の形成

－東川棚田において、災害を未然に防ぐために点検活動を実施し、棚田等の機能に障害が発覚した場合、または災害により棚田等の機能に障害

が発生した場合は、石積み等の工法を用いた棚田の災害復旧を実施し、良好な景観を確保するとともに多面にわたる機能の維持を図る。
－農村環境に配慮した家屋建築について推進する。

・農産物の供給の促進

－町内の地下水や大雪山からの清らかな水を使い生産される棚田米は、食味が良く、高品質米として消費者や業界から高い評価を受けている。このことから、東川棚田地域で生産される地域団体商標登録のブランド米“東川米”の販売量を拡大させ、販売促進を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

－都市と農村の交流を図るイベントを通じて、関係人口の創出・拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の東川町中山間制度推進協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

東川町中山間制度推進協議会は、農業者、町、農業関係機関等で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項